

山辺産第71号  
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山辺町長 安達 春彦

市町村名 (市町村コード)	山辺町 (6301)
地域名 (地域内農業集落名)	山辺・大寺地区 (大寺・北垣・杉下・山辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当該地域の地形が緩やかな傾斜地になっており、網の目のように水利が張り巡らされていることから、広範囲にわたって水稻が作付けされている。

また、サクランボやリンゴなどの果樹畠が山際を中心に帯状に展開されているが、不耕作となった畠の跡地も増加傾向にあり、農地を維持するための担い手の確保が大きな課題となっている。

さらに、森林と隣接しており、イノシシやカラスなどの有害鳥獣からの農作物への被害軽減も課題の1つとして挙げられている。

これらの課題解決に向けて、水稻の大規模経営体の法人化や新規就農者、親元就農者などの確保に注力し、地域内で次世代の後継者の育成にも努めていくほか、鳥獣による農作物被害対策を継続して講じていく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻においては、県内でも代表的な品種である「はえぬき」や「つや姫」の作付けを中心とし、大規模経営体への農地の集積や集約化に取り組むことで、作業コストや管理コストの低減を図りながら、優良な水田での高品質な米作りが継続していく体制を構築していく。

また、以前より地域内で取り組まれてきた水稻との複合経営の副柱として、これまで振興してきた「さくらんぼ」や「りんご」、「ラ・フランス」などの高品質果樹の次世代への継承や、近年新たに作付けされた「ぶどう」の発展に力を注ぎ、農業経営基盤の強化を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	〇〇 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域については、原則農業上の利用が行われる区域とする。

農振農用地区域内であっても、現在保全管理を行っており、今後も耕作が見込まれない区域は、保全・管理等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

条件の良い農地の情報を地域・行政・農地中間管理機構等で共有し、農業を担う者へ提供する。

　担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

　法人組織への団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借の際は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用しながら、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

山形県やJA、山辺町認定農業者連絡協議会、山辺町青年農業者連絡協議会と連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、栽培技術や農業用機械購入等の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業などは町航空防除協議会などへの参加を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵設置の支援を行うとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③農業用ドローンによる農薬の空中散布を推進することで、作業効率の向上や肉体的な負荷の低減が期待される。

⑦農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理のため、多面的機能支払交付金等を活用し、地域の共同活動を図っていく。

⑨認定農業者や飼料用米生産者に町内産のたい肥の利用を促し、良質な土づくりと併せて耕畜連携の推進を図る。